

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和4年12月26日付けの保護申請却下通知書（内容は別紙1のとおり。）により請求人に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法・不当である旨を主張し、本件処分の取消し及び再審査を求めている。

お金の金額も全然違うため。

〇〇福祉事務所で昔、多分生活保護を受けているため。

また、①差押えされたためお金がなくなった、②ものがなくなった、③昔も生活保護を受けていたのに（受けられないのは）おかしい、④〇〇福祉で昔（保護を受けていた）、⑤〇〇税務署なども言っている、⑥警察も色々と言っている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 1 2 月 1 9 日	諮問
令和 7 年 2 月 1 3 日	審議（第 9 7 回第 3 部会）
令和 7 年 3 月 1 1 日	審議（第 9 8 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法 4 条 1 項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 医療扶助

法 1 1 条 1 項によれば、保護の種類の一つとして、「医療扶助」（4 号）が掲げられ、法 1 5 条によれば、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、診察等の医療扶助を行うとされている。

(3) 保護の申請について

法 2 4 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所その他必要な事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条 2 項は、第 1 項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な資料を添付しなければならないとしている。そして、同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請

者に対して、書面をもってこれを通知しなければならないとし、同条 4 項は、第 3 項の書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

(4) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8・2 によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額によるとされている。

そして、次官通知第 8・3・(1)・ア・(7)によれば、勤労収入を得ている者については、基本給及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされており、同・(イ)によれば、勤労に伴う収入について、その収入を得るための必要経費として、同・(4)に定める基礎控除によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

(5) 保護の要否及び程度

次官通知第 10 によれば、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した基準生活費と第 8 によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と定められている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 10・2・(1)によれば、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの 3 か月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする。」とされている。

(6) 保護の基準

「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日付厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）は、法 8 条 1 項の規定にいう要保護者の需要について、法 11 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分に応じて、個々の要保護世帯に必要な保護の程度を具体的に算出するための定めを置いている。

保護基準別表第 1・第 2 章・1 ないし 9 は、基準生活費に対する加算の種類、加算額等について定めている。

保護基準別表第1の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目では、冬季加算について、〇〇区内に居住する1人世帯の場合、第1章・1・(1)・ア「1級地」・(7)「1級地－1」・第2類・Ⅵ区により、11月から3月までの期間において、1月当たり2,630円の冬季加算額を計上することとされている。

局長通知第7・4・(1)・アにより、保護基準別表第3・1「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）1・(1)によれば、〇〇区を含む1級地における単身世帯の住宅扶助（家賃・間代等）は、月額53,700円の範囲内の額とされている。

(7) 次官通知等について

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

以下、本件処分に違法又は不当な点はないかどうか検討する。

(1) 請求人の基準生活費について

生活扶助及び冬季加算について、本件申請時の請求人は、年齢〇〇歳で単身、東京都〇〇区在住（1級地－1）であることから、これを保護基準に具体的に当てはめて算出すると、請求人の基準生活費（保護基準額）は、1月当たり生活扶助76,420円、住宅扶助30,000円、国民健康保険料1,798円、医療費自己負担額7,164円（令和4年9月から11月までの直近3か月間に請求人が病院、薬局に支払った実費の合計21,490円を3で割ったもの。ただし、1円未満は切上げ。）、冬季加算2,630円（1・(6)）の合計118,012円となる。

その他、本件申請書類から他に算定すべき費用や加算の要素は見当たらないから、請求人の基準生活費（保護基準額）は、月額118,012円と認定することが相当であるから、処分庁が算出した金額に誤りは認められない。

(2) 請求人の収入充当額について

収入の認定は月額により、この場合において、勤労収入を得ている者については、基本給及び超過勤務手当等の収入総額を認定し（1・(4)）、収入を得るための必要経費として、基礎控除のほか、社会保険

料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定し（同）、保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月の平均収入充当額に基づいて行うところ（同・(5)）、処分庁は、請求人の収入充当額として、令和4年9月、10月及び11月の各月の勤労収入（総支給額）に基づき、局長通知第10・2・(1)及び別表2に定める控除額及び必要経費を控除した額（9月107,404円、10月117,880円、11月164,048円）の3か月平均である129,777円と認定していることが認められ（内容は別紙2のとおり）、この金額に誤りは認められない。

(3) 請求人に対する保護の要否について

保護の要否は、原則として、当該世帯につき認定した基準生活費（保護基準額）と収入充当額との対比によって決定される（1・(5)）、請求人の基準生活費は、上記(1)と(2)との結果を対比すると、収入充当額が基準生活費（保護基準額）を上回っており、保護を実施すべき要件を満たしていない。

そうすると、就労収入の認定額が保護基準額を上回るとして本件申請を却下した本件処分は、上記1の法令等の定めに従った適正なものと認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、保護の要否判定に当たる金額が事実と異なることを理由に、本件処分の取消しを求めている。

しかし、本件処分における保護の要否判定に際して、基準生活費及び収入充当額のいずれについても誤りが認められないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙 1 及び別紙 2（略）